

みなさんは、障がい者についてどんな考えをもっていますか。人それぞれに抱く感情や思いはさまざまで、行動もさまざまです。しかし、その行動を間違えてしまえば人権問題につながるかもしれません。障がい者に対して「かわいそう、気の毒」といった気持ちで接していると、そのことが「しりてあげる」といった態度や行動に現れてきます。障がい者への配慮ではなく、優越感に浸った同情になりかねません。

令和3年5月、障がい者への差別を解消し、共生社会の実現に向けた「障害者差別解消推進法」が改正され、自治体に加えて企業や店舗などにも「合理的配慮」が義務化されました。合理的配慮の内容や程度は、目的や場面、その人を取り巻く環境によって異なって

きます。一律に同じような配慮を行えば良いということではなく大切なのは、それぞれの困り事に合わせた配慮をしていくことです。

私たちも、法律の趣旨や内容を理解するとともに、各個人が合理的配慮の意識を持たなければなりません。私たちの周りを見ると、点字ブロックやスロープ、障がい者優先の駐車スペースなどの整備が進んでいます。一方で、点字ブロック上に自転車を止めたり、障がい者優先の駐車スペースに健常者が駐車したりなどの意識が足りていない場面に出会うこともあります。全ての人が住みやすいまちづくりのために、公共、福祉などの施設の充実、制度の整備が必要なのは否めません。しかし、優しさ溢れる社会は私たち一人ひとりが困っている人に気づくこと、声をかけることからバリアのない社

会が広がっていくのだと思います。今後も、人権を意識した日々の生活を送りたいものです。

